## 別紙7 医薬品GMP省令、再生医療等製品GMP省令及び医療機器等GMP省令の点検表 3. 医療機器GMP省令点検表

## (1) 医療機器の製造販売業者における製造管理及び品質管理

主たる事務所所在地									
主たる事務所名称									
製造販売業許可期間	2	<b>手</b>	月	日~	年	月	日		
製造販売業許可証番号	3	第			号				
製造販売業許可の種類	3	第 種	医療機	器製造	販売業	許可			
点検年月日			点検	者氏名					

項目	該	当条文		内 容	適	不適	備考
医療	第4条			医療機器等総括製造販売責任者は、次に掲げる業務を行	すって	いる	か
機器			第 1 号	医療機器品質保証責任者を監督しているか			
等総			第2	医療機器品質保証責任者からの報告等に基づき、所要 の措置を決定し、その実施を品質保証部門その他製造			
括製			<i>'</i> 3	管理及び品質管理に係る業務に関係する部門又は責任 者に指示しているか			
造				1年に担かしているが。			
販売			第3 号	医療機器品質保証責任者の意見を尊重しているか			
責任			tota .	D SS ID South DB V the A history (the left than DB V the section v) his section			
者			第 4 号	品質保証部門と安全管理統括部門(第二種又は第三種 医療機器製造販売業の場合は医療機器安全管理責任者			
の業				) その他の製造管理及び品質管理に係る業務に関係す			
務				る部門との密接な連携を図らせているか			
品	第5条			製造販売業者は、医療機器の品目ごとに、製造販売承			
質標				認事項その他品質に係る必要な事項を記載した品質標 準書を作成しているか			
準							
書	1		I				
品	第6条	第1項		製造販売業者は、次に掲げる事項を記載した製造・品質	賃管理	業務	手順書
質				を作成しているか			

管			第1	市場への出荷の管理に関する手順			
理			号				
業			第2	適正な製造管理及び品質管理の確保に関する手順			
務			号				
手			第3	品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手			
順			号	順			
書			第4	回収処理に関する手順			
			号				
			第5	自己点検に関する手順			
			号				
			第6	医療機器の貯蔵等の管理に関する手順			
			号				
			第7	文書及び記録の管理に関する手順			
			号				
			第8	品質保証部門と安全管理統括部門その他の製造管理及			
			号	び品質管理に係る業務に関係する部門又はその責任者			
				との相互の連携に関する手順			
			第9	修理業者からの通知の処理に関する手順			
			号				
				販売業者又は貸与業者における品質の確保の方法に関			
			号	する手順			
				中古品の販売業者又は貸与業者からの通知の処理に関			
			号	する手順			
				その他製造管理及び品質管理に係る業務を適正かつ円			
			号	滑に実施するために必要な手順			
		第2項		医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務			
				所に品質管理業務手順書等を備え付けているか			
				製造管理及び品質管理に係る業務を行うその他の事務			
				所に品質管理業務手順書等の写しを備え付けているか			
製	第7条			製造販売業者は、製造業者等と次に掲げる事項を取り決	さめ、	品質	管理業
造				務手順書等に記載しているか			
業			第1	製造業者等における製造業務の範囲			
者			号				
等				当該製造業務に係る製造管理及び品質管理並びに出荷			
と				に関する手順			
の			第2	製造方法、試験検査方法等に関する技術的条件			
取			号				
決			第3	製造業務が適正かつ円滑な製造管理及び品質管理の下			
め			号	で行われていることについての製造販売業者による定			
			]	期的な確認の方法			

	l				,	-	
			第4	製品の運搬及び受渡し時における品質管理の方法			
			号				
			第5	製造方法、試験検査方法等についての変更が製品の品			
			号	質に影響を及ぼすと考えられる場合の製造販売業者に			
				対しての事前連絡の方法及び当該事前連絡の責任者			
			第6	製品について得た情報のうち次に掲げるものについて			
			号	の製造販売業者に対する速やかな連絡の方法及び当該			
				連絡の責任者			
				当該製品に係る製造、輸入若しくは販売の中止、回収			
				、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止			
				するために講じられた措置に関する情報			
				その他当該製品の品質等に関する情報			
			第7	その他必要な事項			
			号				
医	第8条			医療機器品質保証責任者は、次に掲げる業務を行ってレ	るか		
療							
機			第1	製造管理及び品質管理に係る業務を統括しているか			
器			号				
品			第2	製造管理及び品質管理に係る業務が適正かつ円滑に行			
質			号	われていることを確認しているか			
保			第3	医療機器等GMP省令において報告することが規定さ			
証			号	れている事項のほか、製造管理及び品質管理に係る業			
責				務の遂行のために必要があると認める事項について、			
任				医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告して			
者				いるか			
0			第4	製造管理及び品質管理に係る業務の実施に当たり、必			
業			号	要に応じ、製造業者等、販売業者、貸与業者、修理業			
務				者、飼育動物診療施設の開設者その他関係する者に対			
				し、文書による連絡又は指示を行っているか			
市	第9条	第1項		製造管理及び品質管理の結果を適正に評価し、市場へ			
場				の出荷の可否の決定が適正かつ円滑に行われているこ			
~				とを確保しているか			
の				製造販売業者は、市場への出荷の可否の決定が適正に			
出				行われるまで医療機器を市場へ出荷していないか			
荷							
の		第2項		品質保証部門のあらかじめ指定した者又は当該製品の			
管				製造業者は、製造管理及び品質管理の結果を適正に評			
理				価し、市場への出荷の可否の決定をロットごとに行っ			
				ているか			
		,		ا	I	ı	

		当該決定の結果及び出荷先等市場への出荷に関する記し	
# 0 ==		録を作成しているか	-
第3項		市場への出荷の可否の決定等の業務を行う者は、当該	
		業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力を有する者であ	
// A T-T-		るか	
第4項		医療機器品質保証責任者以外の者が市場への出荷の可	
		否の決定を行う場合、当該決定の結果等を医療機器品	
		質保証責任者に対して文書により適正に報告している	
<i>佐</i> 月 五		か <u> </u>	\ \/L
第5項		製造販売業者が製造業者に第2項に規定する業務を行わせる場合	î、次
	forting at	掲げる事項によっているか	
	第1	あらかじめ、製造業者と次に掲げる事項を取り決めているか	
	号	制化光光が行き土相。の日井の炊畑と思わって匠	<u> </u>
		製造業者が行う市場への出荷の管理に関する手順	
		业	
		当該業務を行う者を当該製品の製造所の中からあらかしため地震すること	
		じめ指定すること	
		当該手順からの逸脱等があった場合には、製造業者ははあかに医療機器と原保証表に考に対して立まにより	
		速やかに医療機器品質保証責任者に対して文書により	
		報告し、医療機器品質保証責任者の指示に基づき、市場の中帯な行うこと	
		場への出荷の可否の決定及び市場への出荷を行うこと	+
		製造業者は、当該業務が適正かつ円滑に実施されてい	
		ることについて、製造販売業者による定期的な確認を	
	the o	受けること	
	第2		
	号	びその結果に関する記録の作成を適正に行わせている	
	Art o	かり、カースをは、カルボングスをは、カースをは、ハースをは、	1
	第3	製造業者が行う市場への出荷に係る業務に関し、改善が必要な場所を構造し、改善が必要な場合に関し、改善が必要な場合に関し、改善が必要な場合に関し、改善が必要な場合による	合合に
	号	医療機器品質保証責任者は、次に掲げる業務を行っているか	
		当該製造業者に対して所要の措置を講じるよう文書に	
		より指示しているか	
		当該製造業者に対して当該措置の実施結果の報告を求	
		め、その報告を適正に評価し、必要に応じてその製造	
		所を実地に確認し、その結果に関する記録を作成して	
		いるか	_
		当該評価及び確認の結果を医療機器等総括製造販売責	
		任者に対して文書により報告しているか	
	第4	医療機器品質保証責任者以外の者が、以上の確認及び	
	I		1
	号	記録の作成を行う場合、その結果を医療機器品質保証	

		第6項		製造販売業者は、市場への出荷の可否の決定を行う者
		37.0.5		に対し、適正かつ円滑に市場への出荷の可否の決定を
				行うために必要な当該医療機器に係る品質、有効性及
				び安全性に関する情報を適正に提供しているか
	第10条	第1項		品質保証部門のあらかじめ指定した者は、次に掲げる業務を行っている
正	免10米	<b>第Ⅰ</b> 頃		面具体証前門のめらかしめ相足した有は、例に何ける未務を行うでいる
にな			<i>bb</i> : 1	
製製			71.	製造業者等における製造管理及び品質管理が、製造業
造			号	者等との取決め等に基づき、適正かつ円滑に実施され スペステート たけ 世界 は アルマス の なま この は 思いま に また こうしょ かい こうしょ かい こうしょ かい こうしょ こうしょ こうしょ こうしょう こう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こう こうしょう こうしょう こう こうしょう こう こうしょう こう
				ていることを定期的に確認し、その確認の結果に関す
管理			holes	る記録を作成しているか
理			第 2	医療機器品質保証責任者以外の者が、当該業務を行う
及			号	場合、その結果を医療機器品質保証責任者に文書で報
び				告しているか
品		第2項		医療機器品質保証責任者は、製造業者等の製造管理及び品質管理に関し
質				改善が必要な場合、次に掲げる業務を行っているか
管				当該製造業者等に対して所要の措置を講じるよう文書
理			号	により指示しているか
0			第2	当該製造業者等に対して当該措置の実施結果の報告を
確			号	求め、その報告を適正に評価し、必要に応じてその製
保				造所等を実地に確認し、その結果に関する記録を作成
				しているか
			第3	当該評価及び確認の結果を医療機器等総括製造販売責
			号	任者に対して文書により報告しているか
		第3項		品質保証部門のあらかじめ指定した者は、品質に影響を与えるおそれの
				ある製造方法、試験検査方法等の変更について製造業者等から連絡を受
				けたとき、次に掲げる業務を行っているか
			第1	製造業者等からの連絡の内容を評価し、当該変更が製
			号	品の品質に重大な影響を与えないことを確認し、必要
				に応じてその製造所等における製造管理及び品質管理
				が適正かつ円滑に実施されていることを実地に確認し
				、その結果に関する記録を作成しているか
			第2	医療機器品質保証責任者以外の者が当該評価及び確認
			号	を行う場合、その結果を医療機器品質保証責任者に対
				して文書により報告しているか
		第4項		医療機器品質保証責任者は、製造方法、試験検査方法
				等の変更が製品の品質に重大な影響を与えるおそれが
				ある場合、速やかに当該製造業者等に対して改善等所
				要の措置を講じるよう文書により指示しているか
<u> </u>		j		

		第5項		製造販売業者は、適正かつ円滑な製造管理及び品質管
		舟 3 垻		理の実施に必要な品質に関する情報を製造業者等に提
	htt 1 1 h	Mr a TT		供しているか
品	第11条	第1項		医療機器品質保証責任者は、医療機器の品質情報を得たとき、次に掲げる。アンスない
質			the a	る業務を行っているか
等				当該品質情報を検討し、医療機器の品質、有効性及び
に			号	安全性に与える影響並びに人又は動物の健康に与える
関、				影響を適正に評価しているか
す				当該品質情報に係る事項の原因を究明しているか
る			号	
情			第3	当該評価又は究明の結果に基づき、製造管理及び品質
報			号	管理に係る業務又は製造業者等における製造管理及び
及				品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を
び				講じているか
品			第4	当該情報の内容、評価の結果、原因究明の結果及び改
質			号	善措置を記載した記録を作成し、医療機器等総括製造
不				販売責任者に対して文書により速やかに報告している
良				カ
等			第5	当該究明又は改善措置のために、製造業者等に対し指
0			号	示が必要な場合には、その指示を文書により行うとと
処				もに、製造業者等に対し文書による結果の報告を求め
理				、それを適正に評価し、必要に応じてその製造所等の
				改善状況について実地に確認し、その結果に関する記
				録を作成しているか
			第6	当該品質情報のうち安全確保措置に関する情報を安全
			号	管理統括部門(第二種又は第三種医療機器製造販売業
				の場合は医療機器安全管理責任者)に遅滞なく文書で
				提供しているか
		第2項		医療機器等総括製造販売責任者及び医療機器品質保証責任者は、品質不
				  良又はそのおそれが判明した場合、次に掲げる業務を行っているか
			第1	医療機器品質保証責任者は、品質不良又はそのおそれ
			号	に係る事項を速やかに医療機器等総括製造販売責任者
				に対して報告し、それを記録しているか
			第2	
			号	ときは、速やかに、危害発生防止等のため回収等の所
				要の措置を決定し、医療機器品質保証責任者及びその
				他関連する部門に指示しているか
			笙 2	医療機器品質保証責任者は、当該指示を受けたときは
			男3	、速やかに所要の措置を講じているか
			ク	、

		T	,	
			第4	医療機器品質保証責任者は、当該措置が適正かつ円滑
			号	に行われるよう、安全管理統括部門その他関連する部
				門との密接な連携を図っているか
			第 5	医療機器品質保証責任者は、当該措置の実施の進捗状
			号	況及び結果について、医療機器等総括製造販売責任者
				に対して文書により報告しているか
口	第12条			医療機器品質保証責任者は、医療機器の回収を行うとき、次に掲げる業
収				務を行っているか
処			第1	回収した医療機器を他の医療機器と区分して一定期間
理			号	保管した後、適正に処理しているか
			第 2	回収の内容を記載した記録を作成し、医療機器等総括
			号	製造販売責任者に対して文書により報告しているか
自	第13条	第1項		あらかじめ指定された者は、次に掲げる業務を行っているか
己				
点			第1	製造管理及び品質管理に係る業務について定期的に自
検			号	己点検を行い、その結果の記録を作成しているか
			第 2	医療機器品質保証責任者以外の者が当該業務を行う場
			号	合、自己点検の結果を医療機器品質保証責任者に対し
				て文書により報告しているか
		第2項		医療機器品質保証責任者は、自己点検の結果に基づき
				改善が必要な場合、所要の措置を講じ、その記録を作
				成するとともに、医療機器等総括製造販売責任者に対
				して当該措置の結果を文書により報告しているか
医	第14条			製造販売業者が、製造等をし、又は輸入した医療機器を製造販売の目的
療				で貯蔵し、又は陳列する業務を行う場合、次に掲げる事項を満たしてい
機				るか
器			第1	当該業務に係る責任者を置いているか
0)			号	
貯			第 2	当該業務に従事する者は、当該業務を適正かつ円滑に
蔵			号	遂行し得る能力を有する者であるか
等			第3	次に掲げる事項に適合する構造設備が適正に維持管理されているか
0)			号	
管				医療機器を衛生的かつ安全に保管するために必要な設
理				備を有しているか
				作業を適正かつ円滑に行うために必要な面積を有して
				いるか
			第4	医療機器の出納等に関する記録を作成しているか

修理に係る通知の処理	第15条		品質保証部門のあらかじめ指定された者は、動物用医薬品等取締規則(以下「規則」という。)第147条第6項(規則第148条において準用する場合を含む。)の通知があった場合、適正な修理の方法その他の当該医療機器の品質、有効性及び安全性の保持のために必要な事項を文書により修理業者に対して指示しているか			
こおける品質の雇呆   販売業者又は貸与業者	第16条		製造販売しようとする医療機器に関してあらかじめ定めた販売業者等の営業所における品質の確保の方法は、販売業者等に対して文書により指示されているか			
こ系る通知の処理中古品の販売又は貸与	第17条		品質保証部門のあらかじめ指定された者は、規則第127条第1項(規則第134条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の通知があった場合、当該医療機器の品質、有効性及び安全性の保持のために必要な措置を文書により当該販売業者等に対して指示しているか			
文	第18条		製造販売業者は、医療機器等GMP省令に規定する文書	<b>善及ひ</b>	記録	を次に
書			掲げる事項に従い管理しているか			
及		第1	文書を作成し、又は改訂したときは当該文書の承認、			
び		号	配布、保存等を行っているか			
記録		第2	品質管理業務手順書等を作成し、又は改訂したときは			
がの		号	、当該品質管理業務手順書等にその日付を記載し、改 訂に係る履歴を保存しているか			
管		第3	同じ宗る履歴を保存しているが    医療機器等GMP省令に規定する文書及び記録を、作成	L D H	(品	哲答理
理		号	業務手順書等については使用しなくなった日)から次にしているか		***	
			特定保守管理医療機器:15年間			
			特定保守管理医療機器以外の生物由来製品である医療			
			機器:その有効期間の満了する期日から起算して3年			
			が経過するまでの間(当該生物由来製品のうち、有効			
			期間に代えて使用の期限を表示しているものにあって			
			は、使用の期限から起算して3年が経過するまでの間			

特定保守管理医療機器及び生物由来製品以外の医療機	
器:3年間(当該医療機器のうち、有効期間に1年を	
加算した期間が3年を超えるものにあっては、有効期	
間の満了する期日から起算して1年が経過するまでの	
間)	